別紙様式第二十五号(1)を次のように改める。

平成　年度末分

（1）組合員、被扶養者数、標準報酬の月額、標準期末手当等の額及び第3号被保険者数

区分		短期適用 組合員数 男	短期適用 組合員数 女	短期適用 組合員数 計	短期適用 被扶養者数	短期適用 標準報酬の月額 男	短期適用 標準報酬の月額 女	短期適用 標準報酬の月額 計	短期適用 標準期末手当等の額 男	短期適用 標準期末手当等の額 女	短期適用 標準期末手当等の額 計	長期適用 組合員数 男	長期適用 組合員数 女	長期適用 組合員数 計	長期適用 標準報酬の月額 男	長期適用 標準報酬の月額 女	長期適用 標準報酬の月額 計	長期適用 標準期末手当等の額 男	長期適用 標準期末手当等の額 女	長期適用 標準期末手当等の額 計	第3号被保険者数	摘要
前年度末分		人	人	人	人	円	円	円	円	円	円	人	人	人	円	円	円	円	円	円	人	
加入																						
脱退																						
自組合他支部より転入																						
自組合他支部へ転出																						
本年度末現在	一般組合員	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）		
	地方公共団体の長																					
	特定消防組合員																					
	長期組合員	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）		
	船員一般組合員																					
	継続長期組合員																					
	特定警察組合員																					
	小計	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）		
	（内訳）60歳以上											（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）		
	（内訳）20歳以上60歳未満											（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）		
	（内訳）20歳未満											（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）		
	任意継続組合員																					
	計	[]	[]	[]		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]		
3歳に満たない子を養育する組合員															[]	[]	[]					
本年度末現在第3号厚生年金被保険者（70歳未満）												[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]		
3歳に満たない子を養育する第3号厚生年金被保険者（70歳未満）															[]	[]	[]					
本年度末現在介護保険第2号被保険者		[]	[]	[]		[]	[]	[]	[]	[]	[]											
前期高齢者加入者																						

1　（　）書は、特別職等について内書きすること。また、小計欄の（　）書には地方公共団体の長を含めて内書きすること。

2「標準報酬の月額」及び「標準期末手当等の額」欄には、短期適用にあつては短期給付に係る掛金の標準となつた標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の年額を、長期適用にあつては長期給付に係る掛金の標準となつた標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の年額を記載すること。

3「第3号被保険者数」欄には、国民年金法（昭和34年法第141号）第7条第1項第3号の規定による国民年金の被保険者数を記載すること。

4　短期適用の「長期組合員」欄には、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る短期給付のみ適用されている組合員について記載すること。

5「3歳に満たない子を養育する組合員」欄には、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第79条第1項に規定する特例が適用されている組合員について記載し、同欄[　　]書には、当該特例が適用される前の標準報酬の月額を記載すること。

6「本年度末現在第3号厚生年金被保険者（70歳未満）」欄には、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第2条の5第1項第3号に規定する被保険者について、被保険者数、標準報酬月額及び標準賞与額を「組合員数」、「標準報酬の月額」及び「標準期末手当等の額」欄にそれぞれ記載すること。

7「3歳に満たない子を養育する第3号厚生年金被保険者（70歳未満）」欄には、本年度末現在第3号厚生年金被保険者のうち厚生年金保険法第26条に規定する特例が適用されている被保険者について、被保険者数、標準報酬月額及び標準賞与額を「組合員数」、「標準報酬の月額」及び「標準期末手当等の額」欄にそれぞれ記載し、同欄[　　]書には、当該特例が適用される前の標準報酬月額を記載すること。

8「本年度末現在介護保険第2号被保険者」欄には、介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する被保険者について記載すること。

9　計欄、「本年度末現在第3号厚生年金被保険者（70歳未満）」及び「本年度末現在介護保険第2号被保険者」欄の[　　]書は、当該年度中に掛金免除の対象となつた組合員数、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額について記載すること。「本年度末現在第3号厚生年金被保険者（70歳未満）」欄に記載する場合には、被保険者数、標準報酬月額及び標準賞与額を「組合員数」、「標準報酬の月額」及び「標準期末手当等の額」欄にそれぞれ記載すること。

別紙様式第二十五号(2)から(4)までの備考を削る。